

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記	0	
④	④	④	④	0	0

※該当箇所に すること。

- (ふりがな) じゅいちかい
- 1 政治団体の名称 寿一会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田東松下町37-2
- 3 代表者の氏名 其田 寿一
- 4 会計責任者の氏名 宮崎 英人

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

5 令和 4 年分

団体コード	1	2	8	0	0	0	1	9	2	0	0	2	1
前年繰越額	25,602 円												

事務担当者の氏名 景山 さら

電話番号 03-3532-8808

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	_____ (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>其田 寿一</u>
公職の種類	<u>参議院議員</u> (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。



受 付	審 査	確 認	消 込

2474

						1	0	2	5	5	0
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,960,360
(前年からの繰越額)	25,602
(本年の収入額)	2,934,758
支 出 総 額	2,920,773
翌年への繰越額	39,587

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,870,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,870,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	2,870,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計		0
	1件10万円未満のもの	64,758	
	合 計	64,758	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	蓬萊 富孝	1,500,000	R4/11/4	岡山県岡山市南区浦安南町 495-148	会社役員		
2	其田 寿一	1,370,000	R4/1/25	青森県五所川原市大字長富字鎧石 101-5	団体役員等		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	2,870,000					
	その他の寄附	0					
	合計	2,870,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,444,113		
(2) 光 熱 水 費	172,718		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
(4) 事 務 所 費	133,760		
小 計	2,750,591	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	170,182		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	170,182	0	
合 計	2,920,773		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気使用料金	13,030	R4/1/31	東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区内幸町 1-1-3	第15号様式
2	電気使用料金	11,971	R4/8/1	東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区内幸町 1-1-3	第15号様式
3	電気使用料金	16,712	R4/8/31	東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区内幸町 1-1-3	第15号様式
4	電気使用料金	15,121	R4/9/30	東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区内幸町 1-1-3	第15号様式
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	56,834				
	その他の支出	115,884				
	合 計	172,718				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報酬	110,000	R4/5/27	大森 剛	京都府京都市西京区御陵ヶ堂町 三丁目4番地1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	110,000				
	その他の支出	23,760				
	合 計	133,760				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	タクシー代	29,820	R4/2/14	愛のタクシーチケット株式会社	京都府京都市下京区高辻通室町西入 繁昌町310番地	第15号様式
2	タクシー代	34,590	R4/3/14	愛のタクシーチケット株式会社	京都府京都市下京区高辻通室町西入 繁昌町310番地	第15号様式
3	タクシー代	11,934	R4/4/12	愛のタクシーチケット株式会社	京都府京都市下京区高辻通室町西入 繁昌町310番地	第15号様式
4	タクシー代	32,560	R4/8/12	愛のタクシーチケット株式会社	京都府京都市下京区高辻通室町西入 繁昌町310番地	第15号様式
5	タクシー代	18,734	R4/11/11	愛のタクシーチケット株式会社	京都府京都市下京区高辻通室町西入 繁昌町310番地	第15号様式
6	タクシー代	25,600	R4/12/12	愛のタクシーチケット株式会社	京都府京都市下京区高辻通室町西入 繁昌町310番地	第15号様式
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	153,238				
	その他の支出	16,944				
	合計	170,182				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書


添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 3月 24日

政治団体の名称 寿 一 会

会計責任者の氏名 宮 崎 英 人 

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年3月24日

寿一会

代表 其田 寿一 殿

登録政治資金監査人

大 野 剛 章

登録番号 第5535号
研修終了年月日 平成31年 2月21日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、寿一会の令和4年にかかる法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、寿一会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

寿一会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、寿一会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上